

2019 年度

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

国 家 予 算 要 望 書

2018 年 5 月 23 日

全国自立援助ホーム協議会

2018年5月23日

厚生労働省 御中

全国自立援助ホーム協議会
会長 平井 誠敏

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム） 国家予算要望について

日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2018年4月1日現在において、自立援助ホームは全国に約160箇所まで拡充されました。全国の都道府県を見渡すとホームがない空白県はあと2か所のみ（政令指定都市を都道府県に含めた場合）となり、自立援助ホームのニーズは時代と共に益々増加の一途を辿っています。しかしながら、多くのホームが運営を維持出来るほど財政基盤は整ってはおらず、人材確保の問題を含め、運営の存続が危ぶまれているホームもあります。

入居する青少年たちは重篤かつ複合的な課題を抱えており、本来の「就労自立の見通しがある青少年の支援」から、「高度な専門的知識を必要とする青少年への支援」へと自立援助ホームの機能も変化してまいりました。

一方、社会的養護における大学等進学率も上がり、大学等卒業への就学保障も自立援助ホームの重要な役割と位置づけられ、社会的養護の青年期支援が着目されつつあります。

これらの時代の要請を踏まえ、自立援助ホームの更なる体制整備と社会的養護の充実を図るため、別添の要望を提出させていただきます。

何卒、寛大なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

全国自立援助ホーム協議会
2019年度 国家予算要望書

1. ホームの職員配置・人件費等に関する事項

- 1-1 職員配置基準改善
- 1-2 管理宿直者配置
- 1-3 医療的ケア職員配置（心理士の常勤的非常勤配置）
- 1-4 社会生活支援専門相談員配置（退居後支援）
- 1-5 事務職員の配置

2. ホームの運営に関する事項

- 2-1 暫定定員の緩和
- 2-2 ステップハウスの補助
- 2-3 防災関係費、施設整備補助
- 2-4 就学者自立生活援助事業、社会的養護自立支援事業の周知ならびに義務的経費導入
- 2-5 除雪費加算

3. 利用者のケア（生活援助・就労就学援助）に関する事項

- 3-1 入居支度金の支弁
- 3-2 一般生活費の拡充
- 3-3 医療費補助の対象拡大
- 3-4 大学進学等自立生活支度費対象拡大および学習支援費（家庭教師代等）の支弁

4. 人材確保対策に関する事項

- 4-1 社会福祉士ならびに精神保健福祉士の指定実習施設対象
- 4-2 職員の確保に関する費用（施設に就職する学生の指導費、就職前の非常勤雇用補助）

国家予算要望書項目説明

1. ホームの職員配置・人件費等に関する事項

1-1 職員配置基準改善

全国のホームで最も多い要望でした。職員配置基準は6名ホームに対して指導員が2名、補助員が1名ですが、この体制は宿直ローテーションを含むと労働基準法に抵触します。利用者への丁寧な支援を保障するためにも6名定員のホームに対し、指導員を1名増員願います。

1-2 管理宿直者配置

児童養護施設に配置されている管理宿直者の配置を自立援助ホームにも希望します。宿直者を置かないホームが増えるなど、事故を未然に防ぐためにも早急な対策を希望します。

1-3 医療的ケア職員配置（心理士の常勤的非常勤配置）

自立援助ホームでは約半数の利用者が何らかの心身の治療的支援を必要としています（2015年実態調査）。昨今、心理士が非常勤（年102万円）で配置されるようになりましたが、常勤または常勤的非常勤でないと人材が確保できません。また配置出来ていないホームの職員で資格取得者が居た場合は専門職加算（心理療法担当職員加算）の支弁を希望します。

1-4 社会生活支援専門相談員配置（退居後支援）

自立援助ホームの機能の特色は「退居後支援」です。ホーム退居後、長きに渡り利用者の社会生活を支える職員の配置が求められています。児童養護施設には「職業指導員」の配置、東京都では「自立支援コーディネーター（自立援助ホームにおいてはジョブトレーナー）」の配置があるように、社会的養護において最も就労支援、社会内支援に力を入れている自立援助ホームに専門職配置の実現を希望します。

1-5 事務職員の配置

自立援助ホームが措置費支弁となり、ホームを運営する為の庶務、総務、経理などの事務量も児童養護施設並みになりました。自立援助ホームは児童養護施設の様に事務職員がおらず、利用者の支援と兼務で行っています。しかしながら、入居者、退居者への支援で時間が費やされ、指導員が事務職を兼ねて業務を遂行するには限界があります。昨今の就学者自立生活援助事業の事務手続きも始まり、自立援助ホームの運営を円滑に行うためにも事務職員の配置を希望します。

2. ホームの運営に関する事項

2-1 暫定定員の緩和

自立援助ホームが措置費の定員払いになってから、約4割のホームが暫定定員の経験をしています(2015年実態調査)。これは自立援助ホームの特性上、短期間での入退居や入居予約での部屋確保、退居後のやり直し(定員外)、小規模ゆえの入居者マッチング等、現員数の不安定さによるものです。何らかの対策を講じなければこの問題は解決しません。せめて定員の半数を満たしている場合は暫定定員の緩和をして頂けるよう希望します。緩和された際の対策としては自治体との協議にて、入居児童の委託措置計画を策定します。

2-2 ステップハウスの補助

自立援助ホームが先駆的に実践しているステップハウス(地域でのアパート等自活体験)は「新しい社会的養育ビジョン」にも明記されました。この取り組みを全国のホームに普及させるためには、家賃補助または訪問支援員の配置が求められます。社会生活移行支援であるステップハウス普及のための補助を希望します。(社会的養護自立支援事業の居住に関する支援、生活費支援の適用等)

2-3 防災関係費、施設整備補助

昨今、福祉施設等において火災や震災への被害がありました。自立援助ホームは児童養護施設に支弁されている「施設機能強化推進費」がありません。更なる被害を未然に防ぐためにも「施設機能強化推進費」の対象拡大か、それに代わる費用の支弁を希望します。

また利用者の安心した居住を確保するための施設整備補助を希望します。

2-4 就学者自立生活援助事業、社会的養護自立支援事業の周知ならびに義務的経費導入

2017年度より導入された「就学者自立生活援助事業」、「社会的養護自立支援事業」ですが、任意の予算事業の為、自治体間格差が生まれ始めています。各都道府県への推進通達及び自治体間で利用者が不利益を受けない様、義務的経費の導入をご検討願います。

2-5 除雪費加算

この度児童採暖費が支弁されましたが、特に北海道、東北、北陸など冬期に除雪が常時必要なホームには「除雪費加算」が支弁されるよう希望します。

3. 利用者のケア（生活援助・就労、就学援助）に関する事項

3-1 入居支度金の支弁

生活困窮児童の入居の際に、求職費や被服、日用品など、速やかに生活基盤を整え就労に繋げる為に、入居時の一時扶助費の創設を希望します。また自治体の先行事例がありますが、生活が安定するまでの数ヶ月間利用料の補助を希望します。

3-2 一般生活費の拡充

自立援助ホームにおける就学者の割合が3割を超えました。(2017年度)利用者が就学しながら就労していくのは時間的限界もある為、全日制高校など就学前提での受け入れの場合には児童養護施設同様の一般生活費(月額50,320円)への増額を希望します。

また、最近の自立援助ホーム入居者の半数以上は施設養護を経ずに入居します。家庭において圧倒的に社会経験、余暇活動の不足もあり、将来に希望を持ってない利用者もいます。ホームに入居している間に就労だけではない豊かな教養を身につけ、主体的な生活を送れるよう余暇支援をおこなうため一般生活費(月額10,970円)の倍増を希望します。

3-3 医療費補助の対象拡大

現在、医療費補助は、入居から就労に就くまでの間や特段の事情において補助がありますが、自立援助ホームに入居する利用者は約半数が心身の医療的ケアを必要としています。入居後就労をし始めても医療的ケアが必要となり、医療費が支払えない利用者も多々います。自立援助ホームの利用者については対象制限を廃止し、ホームの判断で申請出来るよう対象の拡大を希望します。

3-4 大学進学等自立生活支度費対象拡大および学習支援費（家庭教師代等）の支弁

就学者自立生活援助事業にて自立援助ホームの対象者が大学等進学者にも拡大されたということは、自立援助ホームに入居中に受験し大学等進学をする場合もあります。児童養護施設と同様に、自立援助ホーム入居中に大学等進学をした際は、大学進学等自立生活支度費の支弁が可能となるように対象拡大を希望します。また特別育成費の対象とはならない高校卒業程度認定試験への受験勉強など家庭教師等を含めた学習支援費の支弁を希望します。

4. 人材確保対策に関する事項

4-1 社会福祉士ならびに精神保健福祉士の指定実習施設対象の拡大

現在、社会的養護の施設において人材不足は深刻な課題となっています。特に自立援助ホームは児童養護施設等と比べても待遇や保障が厳しく人材が集まりません。急増するホームが維持される為にも社会福祉士実習対象施設ならびに精神保健福祉士実習対象施設として指定されるよう希望します。

4-2 職員の確保に関する費用（施設に就職する学生の指導費、就職前の非常勤雇用補助）

児童養護施設においては人材確保対策として、実習後施設に就職する学生への指導費（代替職員費用）及び就職前の非常勤職員雇用への補助があります。自立援助ホームの人材確保対策として、同様の支弁を希望します。